

北タイのカリスマ僧，クルーバー・シーウィチャイの 1920年バンコク召喚事件の史実をめぐって

村嶋英治[†]

Historical Facts Concerning the Interrogation of Khruba Srivichai in Bangkok in 1920

Eiji Murashima

Khruba Srivichai (11 June 1878–21 February 1939) was a legendary monk in Lanna Thai. Both Thai and foreign scholars have studied his life. Among them, the works of Katherine A. Bowie are most numerous.

In most of her works on Khruba Srivichai, she has relied only on articles from one English-language newspaper, the Bangkok Times, as her main sources. She connects directly such general information in those articles with the particular and individual events of Srivichai. For example, in “Of Buddhism and Militarism in Northern Thailand: Solving the Puzzle of the Saint Khrubaa Srivichai,” *Journal of Asian Studies*, Vol. 73 No. 3, August 2014, she says the enforcement of the Military Conscription Act caused young men to escape into Buddhist temples. However she fails to show any concrete cases of young men who escaped into Srivichai’s temple. It seems that she made her own story without knowledge of the concrete facts and evidence.

Moreover, she mistakenly mixed up King Vajiravudh’s royal coronation ceremony (Rachapisek) day and his coronation anniversary (Chatramongkhon) day.

Srivichai did not decorate his wat with illuminations and did not beat a gong on the day of the royal coronation ceremony in spite of the order of the district officer. King Vajiravudh had two coronation ceremonies. The first one took place on 11 November 1910; the second one was held on 2 December 1911. After 1912, the coronation anniversary was celebrated on the 11th of November every year during his reign.

Srivichai’s disobedience of the district officer’s order occurred on Rachapisek day (either in Nov. 1910 or Dec. 1911) as is mentioned in the original Thai statement of Sangha (*Thalaengkan Khanasong*, Vol. 8 no. 5, 1920). However Bowie understood incorrectly that it occurred on a Chatramongkhon day, that it was on “King Rama VI’s coronation anniversary” around 1919 (the above mentioned Bowie paper, pp. 716–717). Therefore she says, “Srivichai appears to have first run afoul of officialdom in about 1915; this date corresponds closely with the period in which these two acts [the Ordination Act of 1913 and the enforcement of Militarily Conscription Act in Monthon Phayab in April 1914] were being implemented.” (ibid., p. 714). She completely misunderstood the chronological order of events.

Confrontation between Srivichai and local officialdom had occurred by December 1911 at the latest, not as late as around 1915 as she argued.

In addition she says that the 1902 Sangha Act “was not enforced in Monthon Phayab—as these northern provinces were then called—until 1924.” (ibid., p. 713). However, plenty of *evidence exists* to support that the Sangha Act was enforced in northern Siam in the 1910s. The official proclamation of enforcement of the Act in northern Siam on 6 September 1924 was made only after the implementation was completed.

In the last part of this paper, I will confirm Khruba Srivichai’s date of death as 21 February 1939 relying on Chinese, Thai and English-language newspaper articles that reported on his demise.

[†] 早稲田大学アジア太平洋研究科教授

Professor of Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University, e-mail:murashim@waseda.jp

はじめに

智山専門学校教授・東京帝大講師・慶応大学講師で、国際仏教協会常任理事のインド哲学研究者山本快龍（1893-1948）は、真宗大谷派前高山教務所長兼高山別院輪番藤波大圓（1893—1945）とともに、当時の報道によれば高楠博士功績記念会纂訳で全巻の刊行が完了したばかりの和訳南伝大蔵経寄贈のために、1941年1月末に渡タイした。大蔵経寄贈だけならば、数日で任務を終える筈であるが、両人の在タイは70日間に及んだ¹。在タイ中、山本はタイの高位の僧侶や仏教関係者多数と面会した。山本は、帰国後「泰国の仏教」という講演で、クルーパー・シーウィチャイについて、次のように触れている。

泰国第二の都チェンマイの附近に、つい先年になくなったのですが、プラシーピチャイ [クルーパー・シーウィチャイ] といふ高僧がいた相です。住民の尊敬を一身に集め、その坊さんの為めなら何んでも喜んでした相であります。三ヶ年もかかる山道を八ヶ月で完成し、寺院の修理や再建、橋かけ等信者の方から進んでしてやつた相であります。但しその坊さんは特に説法がうまいとか、学問が非常に優れているとか、宣伝が上手だといふのではなく、まあどこが偉いのか解らなかつた相であります。余り評判が高いので文部省の宗教局で不思議がつて、盤谷まで一度召喚したといふのであります。その帰りの歓迎が大変の騒ぎであつたといふのであります。要するに、何んとも説明の出来ぬ処に泰の坊さんの偉大さがあるのだと思ひます（山本快龍（東京帝大講師）「泰国の仏教」、東京帝国大学仏教青年会編『大東亜の民族と宗教』日本青年教育会出版部、1943年、121-122頁）。

多分、この講演が、日本人がクルーパー・シーウィチャイのことを耳にした最初の機会ではないだろうか。

クルーパー・シーウィチャイ (ครูบาทวีชัย, 1878年6月11日-1939年2月21日) は、北タイのラムプーン県リー郡の Ban Pang 村の農家の次男に生まれた。同村の Ban Pang 寺で出家し、自分の戒和上が入寂する前に住職に指名された。山本快龍の上記の講演にもあるように、シーウィチャイは特に教育があるわけでも、説法に秀でたわけでもなかったが、一日一食（しかも野菜果物に限る）で、ウィパサナー瞑想を常として仏教のいう真実を悟り、三毒（貪瞋癡）の煩惱から離れた名僧として、評判が高くなった。

彼の生存時には、タイ政府やサンガの文書等では、彼は単にプラ・シーウィチャイと呼ばれたが、北タイでは年輩の尊敬される僧侶の敬称である「クルーパー」を付して呼ばれた。今日では、彼はタイ国のどこでも後者の呼称で呼ばれている。

彼の名声により多くの信者が参集し、布施をするようになった。彼は寄進を受けた金銭等を自分の手許に蓄えず、希望を受けて既存寺院の修繕や普請に投じた。これが彼の名声を一層高め、彼は弥勒仏の世に出現するという超能力をもった有徳者（プー・ミー・ブン或はピー・ブン）であるという噂さえ生じた。

¹ 山本快龍と藤波大圓の訪タイについては、近刊村嶋英治著『南北仏教の出会い：近代タイにおける日本仏教者、1888-1945』第14章に詳述している。

このように、北タイ民衆間に多くの信者をもつたシーウィチャイは、北タイの仏教の伝統を維持し、バンコク中央政府の指揮下にある世俗の地方官憲の命令や、同じくバンコク中央政府が1902年サンガ統治法により整備した県・郡サンガ組織の指揮監督に留意しない場合が多かったために、両者との間に軋轢を生じた。彼の地方世俗官憲への非協力を明確に確認できる最初の事例は、1910年もしくは1911年の六世王即位式に於ける祝賀の点灯等を実施しなかったことである。

1902年6月16日に国法として公布されたサンガ統治法に準拠した「戒和上任命に関する勅令布告」(1913年8月9日付)は、戒和上は地方サンガ長と世俗地方行政の両者の合意による任命制であることが明記された。彼は、この勅令に従い1915年頃に村長を通じて戒和上任命を願い出た。行政側の態度は曖昧であったが、彼は任命を受けずに戒和上として得度式を挙行した。このため同上勅令に基づきラムプーン県サンガ長より、2年間の軟禁という重い処罰を受けた。刑期が終わり、住職の地位を剥奪されてバーンパーン寺に戻ったが、更に別の葛藤事件が生じた。世帯センサス調査を依頼した世俗官憲に協力せず、更に郡サンガ長の命令も聞き入れなかったのである。この葛藤の中でシーウィチャイは、信者と共に大挙してラムプーン市を訪れたため、ピー・ブン反乱の恐れありと世俗権力に危惧され、捕らえられてチェンマイに移送された。同市の寺に2か月余軟禁された後、遂には州総督の命令によりバンコクに送致された。1920年5月のことである。この時、サンガ総管長ワチラーナワローロット親王は、シーウィチャイを咎めず宥和的に対処して、北タイに帰した。シーウィチャイが帰還後1935年まで、15年間に亘り北タイ各地で多くの寺院等の修繕・普請を実現できたのは、総管長の宥和策のお蔭であると考えられる。しかし、1935年には、2回目のバンコク召喚を受け取調を受けた。

クルーパー・シーウィチャイは、タイの僧侶の中で、その事蹟や伝記に関する刊行物が多い僧侶の一人であり、とりわけ最近に至っては、タイ語、英語の刊行物が増加している。しかし、タイ語では史実の追究よりも、僧宝伝的な記述に重点があり、一方、英文の学術研究においても、誤った推測が横行しており、何が史実なのか不鮮明になっている。本稿では、北タイをフィールドとし、近年クルーパー・シーウィチャイ関連の学術論文を有力学術誌等に4本発表している文化人類学者 Katherine A. Bowie の研究成果の問題点を指摘しつつ、シーウィチャイに関する史実の一端を明らかにしたい。

1. 石井米雄氏のシーウィチャイに関する所説への疑問

戦後日本のタイ研究で、クルーパー・シーウィチャイに言及したものは、石井米雄(1929-2010)氏の代表的著作『上座部仏教の政治社会学—国教の構造—』²(創文社、1975年6月)ではないだろうか。

例えば、1913年の「和尚の任命にかんする布告」制定と、1915年頃のシーウィチャイの謹慎(軟禁処罰)事件を関連付けて次のように述べている。

タイでは、「和尚」の資格は、かならずしも明確ではなかったが、一九一三年、「和尚の任命にか

² 本書は、2004年5月1日に、創文社から復刊されたようだが、その復刊によせて、著者は「このたび拙著『上座部仏教の政治社会学—国教の構造—』が復刊されることとなった。初版がでたのは昭和五〇年六月だから、二八年前の出版ということになる。学術書として四半世紀を生き延びることができたのは、以って瞑すべき幸せとしなければならないであろう」(石井米雄「タイ仏教の構造と変化—『上座部仏教の政治社会学』復刊によせて—」『創文』457号、2003年9月、19頁)と述べている。

んする布告」が定められ、さらにその細部規則が制定された。… [中略—村嶋] 正式に「和尚」の資格を持たない比丘が、「和尚」として得度を与えたことが判明した場合には、強制還俗、謹慎、強制移転などの懲罰が加えられた（「布告」第十二、十五条）。その著名な事例の一つとしてよく知られているのは、一九一五年頃に発生した、ランプーン県リー郡の僧プラ・シーウィチャイ（=クルバー・シーウィチャイ）の謹慎事件である。かれは、チェンマイ郊外の名刹ドーイ・ステープ寺に至る長大な参道建設者として著名な僧であるが、一九一五年ごろ和尚の資格なしに多数の者に得度を与えた罪などに問われ、二ヶ年間ランプーンの某寺において謹慎を命じされた（石井米雄『上座部仏教の政治社会学—国教の構造—』創文社、1975年6月、157-158頁、下線は村嶋）。

更に、

前述したリーの僧プラ・シーウィチャイが、ドーイ・ステープ寺への参道を建設しようと発願したとき、何百何千という民衆が、金品を寄進し、労力を提供して協力を惜しなかったため、参道は、資金資材の調達にまったく心をわずらわせることなく完成したという。これは、プラ・シーウィチャイの中に、人々がカリスマ的資質を見出したからにはほかならないであろう。しかし、このような個人カリスマの存在は、「エクレスシア」の統一にとっては脅威であった。プラ・シーウィチャイが弾圧された最大の理由はここにあった。「和尚」の資格云々は、弾圧のための口実にすぎなかった（石井同上書、165-166頁、下線は筆者）。

石井の上記所説には疑問点がある。第一の問題点は、「和尚の任命にかんする布告」（村嶋の訳語は「戒和上任命に関する勅令布告」）の理解と翻訳に、信じ難いミスがあることである。

この布告は、文部大臣が勅命を受けて1913年8月9日付で布告した（『タイ官報』30巻、1913年8月24日号、196-200頁）ものであるが、村嶋の部分訳では次のようになる。

10条、戒和上〔石井の言う和尚〕が、サンガ及び行政官吏が禁じている者に受戒（沙弥・比丘出家）させることを禁じる。

11条、戒和上が許可された地域以外で（沙弥または比丘に）授戒することを禁ずる。

12条、10条及び11条に違犯した戒和上を、管轄サンガ長が処罰すべきであると判断した時、次の一つもしくは複数の罰を課す。

- ①一時的に授戒することを禁じる、
- ②戒和上任命書を返還させ戒和上の地位を剥奪する、
- ③国法に反しない範囲で処罰する、
- ④一時的な軟禁、
- ⑤問題を起こした地域より一時的に追放する。

13条、一時的な処罰の期間は服従するようになるまでとするが2年を超えないこと。

15条、サンガの任命を受けていない比丘が私的に授戒した場合は、12条の③、④、⑤の処罰に処し、受戒した者は違法出家であるので比丘・沙弥の受けるべき利益を享受できない。

以上から、布告12条の③、④、⑤は、上に引用した石井著書157頁の「強制還俗、謹慎、強制移転」に対応しているはずであるが、村嶋が「国法に反しない範囲で処罰する」と訳した12条の③の規定を、石井は「強制還俗」と理解したようである。しかし、12条の①から⑤は、処罰の軽重順に並べられていると思われるので、12条の③は、④の「僧侶身分のままの一時軟禁」や、⑤の「僧侶身分のままの所払」よりも軽い処罰の筈であり、僧侶身分そのものを失わせる強制還俗ではあり得ない。

抑も強制還俗になるのは、最も重い戒律違反であるパーラージカやある種の刑事犯に限定されていることは広く知られていることである。もし仮に、石井の言うように12条の③が「強制還俗」の規定であるならば、北タイの地方官憲や地方サンガは、同布告の規定を援用してシーウィチャイを合法的に強制還俗させて一件落着とする選択肢があったに違いない。

なお、シーウィチャイは戒和上（石井の言う和尚）の任命を受けないまま授戒したので、同布告12条の④の「一時的な軟禁」の処罰を受け、13条によって認められる期間の中で最長の2年間の軟禁の処罰を受けたのである。

石井の上記所説の第二の問題点は、叙述に明快性を欠いていることである。

石井のいう「弾圧」が、シーウィチャイの1920年のバンコク召喚を指すのか、1935年の第二回目のバンコク召喚を指すのかが不明なのである。前後の文脈からは、1920年の第一回召喚を指していると解することもできる。石井の言う「和尚の資格云々」が問題になったのは、1915年頃の話だからである。

後述するように、1920年にシーウィチャイがバンコクに送致された際、石井の言う「エクレシア」の長であるワチラヤーナワローロット親王は、シーウィチャイを弾圧したのは、シーウィチャイがピー・ブンとなって秩序を乱すことを危惧した世俗の地方権力であると断じている。抑も同親王は、それまでのシーウィチャイの処分には何等与っていないことを明言している。同親王はバンコクでシーウィチャイを自ら尋問してピー・ブンの特徴である反権力的要素はないことを確かめた。そして、弾圧すれば寧ろ新宗教を生じさせて混乱の原因になるとしてシーウィチャイを元の寺に住職として戻すように指示している。このように、サンガの総管長である同親王は弾圧ではなく宥和策を採っているのである。その結果、ラムプーンに戻されたシーウィチャイは1920年の雨安居が明けると、今度は自発的にバンコクを訪れてワチラヤーナワローロット親王にも表敬訪問をしている（プラ・ウィモンヤナムニー『プラ・シーウィチャイ伝』（タイ語）1940年、46-47頁）。

1915年頃から1920年に至るシーウィチャイ弾圧は、石井の考えるようなサンガ最上層部の指示による弾圧ではなく、世俗の地方行政府及び郡・県レベルの地方サンガが、法令（石井の言う「和尚の任命にかんする布告」）の許す範囲内でシーウィチャイに最も重い処罰（2年間の軟禁）を下したものに過ぎない。

サンガ上層部は、シーウィチャイの1920年のバンコク召喚には関与していないのであるから、1920年のバンコク召喚は、石井の言うような、サンガ上層部が「エクレシア」統一への脅威から行ったものではありえない。

但し、1935年のシーウィチャイの2回目のバンコク召喚時には、様相が変化している。

シーウィチャイが1920年のバンコク召喚から帰郷後、1935年の2回目のバンコク召喚に至る15年間、官憲及び地方サンガから目立った弾圧を受けることなく、北タイ各地で多数の寺普請等を実現

できたのは、1920年におけるサンガ総管長ワチラーナワローロット親王のシーウィチャイに対する寛大な決定も一助になったと考えるべきではないだろうか。

2. Katherine A. Bowie のシーウィチャイ研究の誤謬

北タイを研究フィールドとしている文化人類学者 Katherine A. Bowie は、2014年から2021年にシーウィチャイに関連した4本の論文を発表している³。しかし、彼女のシーウィチャイ研究には大きな問題がある。その中の一本、Katherine A. Bowie “Of Buddhism and Militarism in Northern Thailand: Solving the Puzzle of the Saint Khruubaa Srivichai.” *Journal of Asian Studies*, Vol. 73 No. 3, August 2014, pp. 711-732 は、一般には権威あると見られている、地域研究査読雑誌に掲載されている。ところが、Bowie は、数少ないシーウィチャイに関するタイ語一次史料である『サンガ公報』8巻5号（1920年）を利用せず、誤訳が含まれる Bangkok Times 掲載の同公報の英訳のみに拠って、上記論文を書いたため、論文タイトルにあるパズルを解くどころか、架空の作り話を創作してしまっている。

Bowie はシーウィチャイと官憲の最初の衝突は1915年頃に生じた（上記論文714頁）と述べ、彼女の言う最初の衝突の原因を、1914年4月から徴兵令が北タイに施行されたこと、及び出家に関する新しい布告（上に引用した1913年8月9日付「和尚の任命にかんする布告」）が出されたことと結び付けている（同714頁）。

しかし、上記サンガ公報の情報に基づけば、両者の最初の衝突は、Bowie が言うような1915年頃ではなく、それを遡る4-5年前、即ち六世王（ワチラーウット王）即位式（第一回目1910年11月11日、第二回目1911年12月2日）時点で明白に生じている。六世王即位式の際、地方官憲が全寺院に点灯と銅鑼・太鼓を打つように指示したのに、シーウィチャイが住職をするバーンバーン寺ではこれに従わず、官憲から咎められたのである。ところが、Bowie は Bangkok Times の英語翻訳記事を根拠として、上記の官憲の指示は、1919年頃の国王即位記念日（King Rama VI's coronation anniversary）のことと推測している（同717頁）。

³ ① “Of Buddhism and Militarism in Northern Thailand: Solving the Puzzle of the Saint Khruubaa Srivichai.” *Journal of Asian Studies*, Vol. 73 No. 3, August 2014, pp. 711-732.

② “The Saint with Indra’s Sword: Khruubaa Srivichai and Buddhist Millenarianism in Northern Thailand.” *Comparative Studies in Society and History*, Vol. 56 No. 3, 2014, pp. 681-713.

③ “Khruuba Siwichai: The Charismatic Saint and the Northern Sangha” in Paul T. Cohen ed., *Charismatic monks of Lanna Buddhism*, NISA Press, 2017, pp. 27-57.

④ “A political archaeology of Theravada Buddhism: Unearthing the emotions of changing funerary practices in northern Thailand.” *Journal of Southeast Asian Studies*, 2021.

なお、本稿の内容とは無関係だが、Bowie は上記論文③の43-51頁で北タイにおけるタムユット派の浸透について興味深い記述・分析をしている。彼女は次のように述べている。チェンマイに最初にタムユット派をもたらしたのは、沙弥の時代にチェンマイからバンコクに派遣されてパーリ語試験5段に合格した Tu Ping であり、彼は1895年頃チェンマイの名利ワット・チェーディールアン（ホータムとも言う）に戻ってきた。しかし、彼のタムユット派拡大の努力は既存勢力に阻まれ、1915年頃還俗した。その後、1928年に、タムユット派の名僧ブラ・ウパリー（チャン・シリチャントー、1857-1932）が、ワット・チェーディールアンの住職に任じられ、再びタムユット派の北タイへの拡大の試みが始まった、と。彼女は1915-1928年時のチェンマイのタムユット派について何ら述べていない。村嶋の調査では、シャム宗務局『仏暦2466年僧伽行政ディレクトリー』149頁には、1923年時にチェンマイにはタムユット派の寺が一ヶ所存在し、その寺は、ブラクルー・プティソーボン（พระครูพุทธวิโสภณ）を住職とする民立寺ワット・ホータム（วัดหอธรรม）であることが記載されている。チェンマイへのタムユット派の進出については、より詳細な調査が必要なようである。

タイ語では国王の即位式はラーチャーピセークと言う。一方、即位式の後、毎年国王即位記念日が祝われるが、即位記念日はチャトラモンコンと言う。このように「即位式」と「即位記念日」とでは全く別のタイ語が使われる。タイ語一次史料には、シーウィチャイが点灯と銅鑼太鼓打ちに協力しなかった事件はラーチャーピセーク時の出来事として明記されており、即位記念日には全く言及がない。Bangkok Times の上記翻訳記事は、正しくは六世王の即位式の日と英訳すべきところを、六世王の即位記念日と誤訳している。迂闊にも Bowie は誤訳を根拠として事実から懸け離れた議論を展開しているのである⁴。

六世王は五世王崩御直後の1910年11月及び1911年12月の2回即位式を挙行したが、いずれにしても、1914年4月の北タイへの徴兵令施行より前のことであり、1910年若しくは1911年の即位式の時点でシーウィチャイと官憲との対立は既に生じていた。シーウィチャイは、1915年頃戒和上任命を受けないまま出家式を行ったため、2年間の軟禁という重い処罰を受けた。この処罰に、後述のようにワチラーナワローロット総管長はやり過ぎであり、地方サンガ長のイヤガラセがあると感じた。ところで、地方サンガ長がイヤガラセをしたのは、1915年頃の戒和上任命拒否以前に何等かの葛藤があったからではないかと、多くの人は考える筈である。Bowie が、その点に留意することなく、1915年頃に突然両者の衝突が始まったというのは説得力に欠けている。

北タイ（パーヤップ州）は、ウドン州、ウボン州、ローイエット州の東北タイ3州とともに、1913年9月17日付の徴兵令施行布告により、1914年4月1日から徴兵令施行地域となった（『タイ官報』30巻、1913年9月21日号、287-288頁）。1914年4月以降の北タイへの徴兵令の施行が、シーウィチャイと官憲の対立の出発点となったという Bowie の説は誤っていることは上述の通りであるが、仮に Bowie 説に立ったとしても、北タイと同時に徴兵令が施行された東北タイの3州でも類似の対立が生じたことを示さなければ説得力に欠けるであろう。それに仮に徴兵令施行を巡りワットとの間に紛争が生じたとしても、それはシーウィチャイの寺だけに限ったことではなく徴兵令施行地の全てのワットにおいて起こり得ることであるから、シーウィチャイと官憲との間に生じた、他に例を見ない特殊な対立を説明するには不十分である。

何よりも問題なのは、Bowie は、徴兵令施行が兵役逃れのための出家を生み、これがシーウィチャイと官憲の対立の原因であると論じながら、両者間に徴兵を巡って生じた具体的な紛争事例を一件も提示できていないことである。

彼女のシーウィチャイに関する2014年の2点の著作は、主に英字新聞 Bangkok Times の記事を用いて構成した一般的歴史的背景から、直接シーウィチャイの個別事件を説明しようとしており、両者を関連付けるためには不可欠な、具体的な紛争に関する史実を欠いている。

また、2018年にワッサン・パンヤーケーウ他編『クルーパー・シーウィチャイ生誕140周年記念』（タイ語）がチェンマイ大学社会科学部によって刊行され、その26-74頁部分に、ラーナー文字の貝葉からタイ文字に起こされた「クルーパー・シーウィチャイ詳伝」が掲載されている。この詳伝は、

⁴ 飯島明子「『タム文字写本文化圏』におけるクーパー・シーウィチャイについての覚書」『パーリ学仏教文化学』31号、2017年12月、3頁は Bowie のシーウィチャイ研究を「ボウウィーの研究が明らかにしつつある地域の歴史の具体性は際だっている」と高く評価している。しかし、正確な史実を追及せず事実誤認の上に作られた作品は、たとえ筋立ては面白くとも、学術研究としての価値があるかどうかは疑問である。

1902年サンガ統治法が1907年頃から北タイに施行されたことを、シーウィチャイ事件の発端としているのはよいが、戒和上を無許可で務めて2年間の軟禁の処罰を受けた後に六世王即位式の点灯等をしなかった事件が生じたとするなど、事件の前後関係を誤っている。貝葉から起こされたとはいえ、著者はシーウィチャイの1920年初の拘束以前のことは通じていないようである。また、同書132-134頁にタネート・チャローンムアンが挙げているシーウィチャイが罪に問われた事件の時期、順序は混乱している。同書151頁では、Bowieは、ここでも1902年サンガ統治法は徐々に部分的に北タイに実施されたことを理解できておらず、剩え、六世王即位式（1910年及び1911年）と六世王即位記念日とを混同したままである。

3. 1920年に至るシーウィチャイ事件の史実

さて、ここでシーウィチャイ特集とでも言うべき『サンガ公報 (แถลงการณ์คณะสงฆ์)』8巻5号(1920年)に基づいて、1920年に至るシーウィチャイ事件の史実を明らかにして置きたい。なお、サンガ公報の同号は、現在筆者の手許にないため、同号を転載しているプラ・ウィモンヤーンムニー『プラ・シーウィチャイ伝』(1940年、タイ語)の16-46頁部分を用いる。

シーウィチャイ事件が広く知られるようになったのは、Bangkok Timesに掲載された投書である。タイ語の投書原文は、Bangkok Timesの1920年6月10日号に掲載された。その前の1920年6月7日号に英訳が先に掲載され、同紙の編集者は当事者である当局側の見解をも聞いて見たいと末尾に書き加えた。投書の内容は次の通りである。

ラムプーン県リー郡バーンパーン寺の住職プラ・シーウィチャイは年齢40歳余、ウィパサナー瞑想に厳格で一日一食、野菜と果物のみを摂食する。霊のある物は一切口にしない。ワンプラ(仏日)には一日何も食べない。仏教のいう真実を悟り、三毒(貪瞋癡)の煩惱を脱している。民衆がタムブン(布施)した一切の物は、他にタムブンして手許には残さない。師には多数の信奉者がタムブンに来ている。五年前[1915年頃]の雨安居入り前、師は、同地の村長たちを通じて郡行政部(Kromkan Amphor⁵)に出家式を挙げる許可を求めた。郡政府は許可書の発給に曖昧な返事をして、発給を遅らせた。師は、雨安居が迫っているので出家式程度なら問題はあるまいとして挙行した。県サンガ長と郡行政部はこれを咎め、師を1年間[正しくは2年間]ラムプーンの官立寺に軟禁した。そして訓誡の後住職の地位を剥奪して、元の寺に返した。仏暦2462年(1919/20年)になって、郡行政部はシーウィチャイ師に寺の比丘・沙弥数の報告を求めたが、師は住職の地位にないのでそのような権限はないと断った。郡行政部は寺に立入検査に訪れたが、同寺の比丘・沙弥は森の中に逃げ込んだので、調査ができなかった。ラムプーン県サンガ長は、師に寺の比丘・沙弥全員を連れて県に出頭するように命じた。師は住職ではないので比丘・沙弥を強制する権限がない上、県庁まで徒歩で3日3晩かかるので、そのままに放置して出頭できな

⁵ 1897年5月20日に地方行政法(『タイ官報』14巻9号、1897年5月30日号、105-124頁)が公布されたが、同法34条では郡行政部(Kromkan Amphor)は、郡長、副郡長(複数人の場合もある)、郡出納長の3職により構成されることを規定し、3職共同で郡行政に責任を持つものとされている。1914年7月4日に、1897年地方行政法を大幅に改正した新たな地方行政法が公布された。同法67条でも、郡長、副郡長、郡出納長を併せて郡行政部(Kromkan Amphor)と称し、それぞれポストは異なるが、整然たる郡行政を行うために共同で任務を遂行し共同で責任を負うことが定められている。

北タイのカリスマ僧、クルーパー・シーウィチャイの1920年バンコク召喚事件の史実をめぐって

い理由の説明もしなかった。ラムプーン県サンガ長は、師を県外に追放することを決めた⁶。ラムプーンの領主が布施をしたいとして師を呼び寄せた。師は、この機会にラムプーンのチェーディールアン寺にタムブンすることにした。師を案じた出家者や信者、老若男女約600人は、同地のタムブンに加わるという理由で師に同行した。大勢でラムプーン市に到着すると、ラムプーンの官憲は反乱と見做し、県サンガ長は師に非があるとして、師を捕らえて官寺に監禁した。師は、パーヤップ（北タイ）州総督モームチャオ・ボーウォラデートによりチェンマイのワット・シードンチャイに移され軟禁された。師がサンガの教育を受けることを誓約したにも拘わらず、県のサンガ長等は、教育の場を準備せず、師に信者が多い理由は呪文か超能力にあると考えて見張らせたが、師の行動に不可思議なことは何等発見できなかった。チェンマイに軟禁中の2ヶ月余の間、北タイ各地の様々な民族の住民が毎日数百人も引きも切らず師に布施をするために訪れた。州総督は、1920年5月18日に師をバンコク [サンガ北部大管長の寺ワット・ベンチャマ] まで送致させた。師の汽車には約80人がラムプーンまで同乗し、ラムプーンからは約50人が同乗した。このように師は信奉者の多い僧侶であるので、当局は師を、気持ちよく遇して仏教知識を十分に与えた後、チェンマイに布教のために送り返されるものと信じている。師がチェンマイに戻されれば、仏教は一層栄えるであろう。郡行政部が村長を任命する場合には、村民を集め、その多数が支持する者を村長に任じる。師はパーヤップ（北タイ）省の80パーセントの住民から信奉されている。もしこのような師をチェンマイに戻し布教させれば、強盗や殺人の犯罪も減ることは間違いない。しかし、パーヤップ州の一部の僧侶は、師が仏教や国王への叛逆を考えているとか様々に反抗しているとか言いふらしている。彼らの言葉を信じてはいけな。とんでもない戯言である。彼らは当局が師を高い地位に任じれば、自分達の権勢が脅かされることを危惧しているのかもしれない。瀆職の役人は、当局より先に人民が知り、妻の浮気は夫より先に村民が知る。師は全パーヤップ州の人民に信奉されていることを、当局は信じないのだろうか。

シーウィチャイを案じる上記投書を読んだサンガの総管長ワチラヤーナワローロット親王は、当局の見解を聞きたいという編集者の要望に反応したためか、6月15日付けで、サンガ中部大管長のグロムムーン・チナウォンシリワット (Jinavorn Sirivaddhana)⁷ 親王に次のように命じた。

⁶ 『クルーパー・シーウィチャイ生誕140周年記念』(タイ語) 2018年, 43頁によれば, 1919年1月12日付けでラムプーン県サンガ長は, 15日以内にシーウィチャイにラムプーン県域を離れるよう所払いの命令を発した。

⁷ グロムムーン・チナウォンシリワット (ชินวรสิริวัฒน์) 親王 (1859-1937) は, 三世王の孫, モームチャオ位の末端王族として生まれた。1871年のチュラーロンコーン王のインド訪問に同行して, 途中シンガポールでラッフルズ校に9ヶ月学んだ。1873年に沙弥出家してワット・ラーチャボピットに止住した。同年9月15日に, チュラーロンコーン王が王宮内のワット・プラブッタラタナサターン (วัดพระพุทธรังษิตสถาน, 王宮内の女性用の寺院, 現在廃寺) で15日間出家した際, 同王の托鉢に常に同行した。雨安居が明けても沙弥を続け様々な教師からパーリ語, タイ語, 三蔵, サンスクリット語を学んだ。還俗することなく1879年に具足戒を受けた。ワット・ラーチャブラデットのサーサナーソボン (サー) など様々な教師の下で学び, 1882年にパーリ語試験4段に, 1886年に5段に合格した。1887年11月10日に僧侶位がプララーチャーカナに昇進し, この資格で, 1893年版タイ文字パーリ大蔵経の校合校訂に参加した。1901年にラーチャボピット寺住職, 1906年5月1日に王族ランクがプラオンチャオに昇格。1911年1月22日にグロムムーン・チナウォンシリワットに王族ランクが昇格した (ソムモット親王・ダムロン親王『ラッタナコーシン朝の高位プララーチャーカナ任命』タイ語, 1923年, 314-325頁)。前任者ワチラヤーナワローロット親王の死去 (1921年8月2日) により, 1921年8月20日に第3代目タマユット派管長, タイ僧伽総管長に就任した。1926年に王族のランクがグロマルンに昇格。1937年に死亡するまで満16年間総管長を務めた。1930年刊行のサヤムラット版大蔵経全45巻のうち5巻分の校訂を担当した。

私は、世俗の役人が、プラ・シーウィチャイに信奉者が多いのを見て、ピー・ブンになることを危惧したものと思う。とは言え、刑法の罪には問えないので、サンガに対する罪を持ち出したものであろう。シーウィチャイの身柄を確保する時に、彼は一度も抵抗したことはない。呼び出されても来なかった件も、通常の呼出であり逮捕するための呼出ではなかった。これらの事実はピー・ブンではないことを示している。サンガに対する罪は、新聞を読む限り、多分自分が戒和上となって具足戒を与えたことと呼出に応じなかったことだけに過ぎない。そうであれば処罰は重すぎ、公正ではない。

この事件は [Bangkok Times 紙の投稿掲載により] 世間に広まっている。貴公は、今バンコクにいるパーヤップ州総督モームチャオ・ボーウォラデートに、シーウィチャイが起訴可能な刑法の罪を犯しているかどうかを尋ね、もし起訴できるなら北タイ州の裁判所に起訴せよ。もし刑法上の罪がないなら、[地方] サンガの報告を取り寄せ、サンガに対する罪として何があるかを調べよ。

戒和上となって具足戒を与えた件は、一年間 [正しくは2年] 軟禁して住職の地位を剥奪したことで処罰は終わっているように思う。無資格で戒和上をした場合は、私が上申を受け私が命令するのが慣行であるのだが (本件では上申を受けていない)。一方、バーンバーン寺の僧侶リストを提出しなかったので呼出を受けた件は、新聞が書いている通りなら、住職ではないので資格がないというシーウィチャイの反論は尤もだ。私はこのようなことで罰したことはない。

調査した後、マハーテーラサマーコムで協議せよ。その協議ではシーウィチャイの罪を正しく把握し、丁度よい処罰をすることが大切だ。バンコクで処罰に服させた後釈放してチェンマイに帰らせてもよい。もし、北タイで処罰に服させる場合は、州総督に明瞭な命令を出すこと。

サンガに対する罪の調査では、[地方] サンガの話だけを聞くのではなくシーウィチャイの話も聞くように。本件では私の意見も徴するように。

ところで、シーウィチャイを処罰なしに若しくは処罰後に帰還させる場合は、シーウィチャイに止住を希望する寺を尋ね、その寺に送ること。これは県サンガ長のイヤガラセを防ぐためである。

この後、ワチラヤーナワローロット総管長は、チンナウォンシリワット親王の他に、プラ・ヤーナワラーポーン (1872-1958, ป.ร.ย.ช.อิน นพวงศ์, 1928年タマユット派管長, 1945-1958年サンガ総管長, 1956年に王族ランクがグロマルアン・ワチラヤーナウォン Kromma Luang Vajirananavongs に昇格) とプラ・タマトライローカーチャー (チャロン・ヤーナワロー, 1872-1951, 1921年タマユット派副管長, 1928年にソムデットプッタコーサーチャーの僧爵位) の2名の僧階の高い僧を加えた3名にシーウィチャイの審査を命じた。1920年7月12日にサンガ中部大管長チンナウォンシリワット親王からワチラヤーナワローロット総管長に審査結果が、報告された。その内容は、

多数の信徒がいるシーウィチャイを、世俗の役人がピー・ブンではないかと疑っている件、及びシーウィチャイが県サンガに従わず反動的である件に就いて、先ず、パーヤップ州総督モームチャオ・ボーウォラデートに、シーウィチャイの信徒が多数である件には、裁判所に起訴出来る

だけの刑法違反に該当するものがあるか否かを尋ねたところ、ないとの返事を得たので、第2点のシーウィチャイが県サンガに従わず反抗的であることのみに限って審査した。ラムプーン県サンガ長が指摘した、シーウィチャイの罪は、次の8点である。

- ①許可証なく戒和上を務めたこと
- ②リー郡サンガ長の指揮監督に従わぬこと
- ③世俗の役人が、サンガ及び世俗行政の法規について注意喚起をするために、リー郡の僧侶を集会に召集したところ、シーウィチャイの寺院以外の僧侶は集会に参加したこと
- ④官憲が国王即位式（ラーチャーピセーク）に点灯と銅鑼・太鼓打ちを各寺院に求めたところ、シーウィチャイの寺院以外は実施したこと
- ⑤リー郡サンガ長は、寺院がサンガ行政に反抗するのは、シーウィチャイを真似ているからだ と判断し、ランプーン県サンガ長代行にシーウィチャイへの訓誡を求めた。しかし、シーウィチャイの行動に変化はなかったこと

以上①から⑤に関しては、サンガ北部大管長代理の命令によりランプーン県サンガ長はシーウィチャイを2年間軟禁した。

- ⑥世俗の役人が世帯センサス調査（สำรวจสำมะโนครัว）を求めたのに応じず、役人に自分で調査せよと答えた。そこで、郡サンガ長がシーウィチャイに実施するように命じたが、従わなかった。
- ⑦郡サンガ長が召集した郡内の住職会議に、いくつかの寺院の住職が参加しなかったのは、シーウィチャイを真似たものである。
- ⑧シーウィチャイにはブン（徳）があり、空から金の鞘の剣がシーウィチャイの仏壇に降って来て、その剣を保持しているという噂がある。シーウィチャイが自慢したか、他の人が噂したのかを問わず、噂の火元はシーウィチャイであると信じる。これがために、衆人は闇雲にシーウィチャイを崇拜している。

上記⑥～⑧により、ラムプーン県サンガ長は、サンガ北部大管長代理の命令を奉じて15日以内にラムプーン県から立ち去るように命じた。しかし、シーウィチャイはラムプーンを離れなかったため、同県サンガ長は命令違反として軟禁し、その後モームチャオ・ボーウォラデート総督は、サンガ北部大管長代理の許可を得てバンコクに送致した。

私達が直接尋問したところ、シーウィチャイの答えは、

- (イ) ①～⑤は認めた。
- (ロ) ⑥は、自分は住職ではないので、その義務はない。
- (ハ) ⑦は他の住職が真似したと言うが、自分が誘ったり命じたりしたことではない。
- (ニ) ⑧の剣は持っていないし、自慢したこともない。他の人達が噂をしているだけである。

我々一同の判断は、

- (イ) ①～⑤はシーウィチャイが認め処罰も終わっているため、これ以上の審理は不要。
- (ロ) ⑥の弁明は正しい。シーウィチャイは住職を解任されているから。
- (ハ) ⑦は住職ではない者を他の住職が真似たものであり、後者の罪である。
- (ニ) ⑧は、シーウィチャイが自慢したという証拠はない。他人の噂の火元はシーウィチャイ

であると言って、彼に罪を着せるのは正しくない。

以上⑥～⑧について検討した結果、シーウィチャイに罪はなく、関連サンガ長が過重な処罰をしたものである。シーウィチャイを釈放し地元に戻させるべきである。

上記3名の高僧から成る審査委員会の判断を読んだワチラヤーナワローロット総管長は、1920年7月14日付けで次のように命じた。

①から⑤はシーウィチャイが白状し処罰も終わっているとして判断をしなかった点は、終わったことと見れば判断は不要だが、正義と先例の面からは判断を加えておくべきである。

①シーウィチャイが許可証なく戒和上を務めたことは正にサンガに対する罪である。県サンガ長の2年間の軟禁の処罰は、厳しすぎる。この種の事件では、私が処罰を決めるのが慣例である。サンガ北部大管長は、私に相談なく命令した。もし私に請訓していれば、適度の処罰となっていただろう。

②シーウィチャイが郡サンガ長の指揮監督に服さないというが、処罰をする場合は処罰に値する具体的な事例を挙げるべきである。

③世俗の役人が、サンガ及び世俗行政の法規について注意を喚起する目的で、リー郡の僧侶を集会に召集したところ、シーウィチャイが来会しなかった件については、もし世俗の役人が郡サンガ長を通じて召集し、シーウィチャイが住職であって理由を告げずに来会しなかった場合であるならば、シーウィチャイに罪がある。しかし、世俗の役人が単独で召集して来会しなかった場合は、罪とすることはできない。

④官憲が国王即位式(ラーチャーピセーク)に点灯と銅鑼・太鼓打ちを各寺院に求めたところ、シーウィチャイが従わなかった件については、点灯と銅鑼・太鼓打ちは自ら進んで自発的に行うべき事柄である。官憲もただ時間を通知しただけであり強制ではなかった筈だ。もし強制したのであれば、強制自体が間違っている。強制したら却って国王の名誉を汚すことになるのであるから。従ってシーウィチャイが従わなかったことは罪として取り上げるべきではない。

⑤リー郡の寺院が郡サンガ長に反抗することを、シーウィチャイの罪とすることは正しくない。反抗する住職たちの罪を問うのが正しい。

上記5つの嫌疑が生じた時間は、それぞれ異なっているようだが、生じた時に一件ずつ処罰すべきであり、一回に纏めて処罰するのは間違っている。人々はシーウィチャイが虐められているとみるだろう。世俗の権力は、シーウィチャイはピー・ブンではないかと疑っているのだが、それで罪を問うことは難しいので、軟禁せんがために様々な罪を纏めて罰したのであろう。

このように信奉者が多いからと言っても、国の刑法や仏教上の過ちを犯していない者を罰することはできない。もし不当な処罰をすれば、正義に反するだけではなく、人々は同情してシーウィチャイの良き面のみを見て、益々尊敬するようになる。古代には、激化して新しい宗教を樹立した事例さえもあった。

⑥, ⑦, ⑧についての判断、即ちシーウィチャイに罪はなく、地方サンガの長が過重な処罰をしたものであり、シーウィチャイを釈放し地元に戻させるべきであるという判断は正しい。し

北タイのカリスマ僧、クルーパー・シーウィチャイの1920年バンコク召喚事件の史実をめぐって

かし、釈放して一人で帰還させた場合、地元のサンガの長と折り合いが悪いので居所が定まらない放浪僧になってしまうであろう。送る人を付け、もし住職にすべきなら従来通り住職に復し、そうでない場合はシーウィチャイが自ら選ぶ寺院に止住させること。

更に、1920年7月14日にワチラヤーナワローロットは、自らシーウィチャイを尋問した。その結果を、チンナウォンシリワット親王に宛てた書簡で次のように述べた。

シーウィチャイを尋問したところ、従順な僧であり反抗的でも悪賢い策士でもない。戒律には余り通じていないようだが、社会から離れた所で僧侶として実践できるだけの出家者としての資質はある。自ら戒和上を務めたのは、「戒和上任命に関する勅令布告」を知らなかったのが、慣例に拠ったという。即ち自分の戒和上はスマナ〔サマナ、1850-1910⁸〕であるが、スマナが入寂する前に、自分を寺と信徒の管理者に指名したので、戒和上に任じられたものと考えた。勅令布告を知らなかったのが、軟禁されたのがどんな罪によるのかも見当がつかなかった、と言う。このような僧侶は処罰するよりも是非を教え諭すべきである。

シーウィチャイの希望は、従前のバーンパーン寺に戻るのだが、住職には就きたくないと言う。しかし、シーウィチャイがバーンパーン寺に止住するのなら住職にすべきである。しかし規則を知らないで、地元のサンガ長が慈悲の心でよくよく規則について指導しない限りは、再度過ちを犯すことは免れまい。他の僧を住職にすることは、シーウィチャイの傀儡を作るだけなので意味がない。シーウィチャイの話では、ラムプーン県サンガ長は、シーウチャイがバンコクで学習した後に帰還することを望んでいる。しかし、シーウィチャイ自身は健康が優れず耐えられないのでラムプーンに帰って雨安居をしたいと言う。私にもシーウィチャイは43歳でありこれまで訓練を受けたこともないので学習が成功するとは思えない。貴公はシーウィチャイを入安居の前に送り返し、ラムプーンの領主に託して、バーンパーン寺若しくはシーウィチャイの満足する寺に止住させよ。シーウィチャイを住職とするか、本当に住職の任を務める僧がいる寺に。決してシーウィチャイを一人で放浪させないこと。また、シーウィチャイをラムプーン県サンガに服従させるために、ラムプーン領主に要請して指導させよ。シーウィチャイの送還費用は、私の私費より支出せよ。

以上の『サンガ広報』8巻5号（1920年）から次のことが判る。ワチラヤーナワローロット総管長自身は、シーウィチャイの処罰、バンコク送致に何ら関与したことはなく、同総管長の理解では、シーウィチャイ事件の原因は、①僧界のラムプーン県サンガ長及びリー郡サンガ長によるシーウィチャイへのイヤガラセ、②北タイの世俗権力がシーウィチャイをリーダーとするピー・ブン反乱を危惧していること、にあった。総管長は自らシーウィチャイに会って、シーウィチャイにはピー・ブンの特徴である反抗的などころはないので上記②の可能性はないことを確認し、また仏教教理の知識には欠けるところはあるが出家者としての適性はあると判断した。

⁸ 前掲飯島明子『『タム文字写本文化圏』におけるクーパー・シーウィチャイについての覚書』10頁

4. 北タイにおける 1902 年サンガ統治法の適用時期

Bowie や飯島明子氏は、北タイ（パーヤップ州、マハーラート州）には、1924 年 9 月 6 日の施行布告まで 1902 年サンガ統治法は施行されていないと述べている⁹が、この見解には疑問がある。

1902 年 6 月 16 日に国法として公布された、サンガ統治法は、寺の住職、郡サンガ長、県サンガ長及び州サンガ長の選任手続及びそれぞれの権限・義務を定めた法律である。同法は、バンコク以外の地方の寺院の住職の任免に関し次のように定めている。国王が自ら住職を任命しない場合は、郡サンガ長が、該当寺院の僧侶、世話人と協議し住職候補者を選び、県サンガ長が任命する。但し任命書には県知事の公印（副書）も必要である（12 条）。県サンガ長は住職を解任できる（32 条 2 項）。また住職の義務の一つとして、寺院に住む出家者及び俗人全員の名簿を作成し郡サンガ長に報告すること（13 条 8 項）がある。全ての比丘・沙弥は何れかの寺院名簿中に名が記録されていることを要す（15 条）。郡サンガ長は、県サンガ長が郡内の住職の中から候補者を選び、州サンガ長が任命する。任命には州総督の副書を要する（21 条）。郡内のワットは、国王が特定の宗派〔タマユット派を意味する〕に属させている場合を除き、全て郡サンガ長の指揮下に属す（22 条）。郡サンガ長は郡内の比丘・沙弥の戒律及び国法に関する行為を指揮監督する（27 条 2）。県サンガ長は国王が選定し任命する（30 条）。州サンガ長は、上位のプララーチャーカナの中から国王が選任する（35 条）。

上記サンガ統治法に見るように、住職の任命は、県サンガ長単独の権限ではなく世俗界の県知事の承認を要する。郡サンガ長の任命も、州サンガ長だけではなく世俗界の州総督の承認を要する。県サンガ長は国王による任命である。

なお、サンガ統治法第 1 条は、この法律をどこの州に何時施行するかは、官報により公示すると規定している。北タイ（パーヤップ州、マハーラート州）、パタニー州の 3 州に同法が施行されたのは、1924 年 9 月 6 日である（『タイ官報』41 巻、1924 年 9 月 7 日号、74-75 頁）。

しかし、上述 1920 年の『サンガ公報』からは、遅くとも 1915 年時点でリー郡サンガ長、ラムプーン県サンガ長、サンガ北部大管長が機能していることが判る。北タイには、サンガ統治法が 1924 年 9 月 6 日に公式に施行される以前より、県サンガ長、郡サンガ長などが任命されており、彼らは 1902 年サンガ統治法上の権限も行使している。

シーウィチャイは、文部大臣が王命を受けて 1913 年 8 月 9 日付けで布告した「戒和上任命に関する勅令布告」の 12 条、13 条の規定により 2 年間の軟禁の処罰を 1915 年頃に受けた。同勅令布告の 18 条には、「本勅令の内容は 1902 年サンガ統治法を準用（อนุโลม）したものと見做す」という規定がある。1902 年サンガ統治法は言わば根本法あり、1913 年 8 月の勅令は根本からの派生である。北タイには、根本の法律が施行されないままに、派生物である 1913 年 8 月の勅令が先に施行されたと言うのは、論理的に矛盾があろう。シーウィチャイの軟禁処罰は、1913 年 8 月 9 日付の勅令に依るものであるから、シーウィチャイ処罰時には、当然 1902 年サンガ統治法も実質上施行されていたと考えなければ辻褄が合わない。

この他にも、例えば、国王は 1916 年 6 月 15 日付けで北タイのラムプーン県サンガ長を俗人と同じように町に出て遊んでいるとして解任すると共にプラクルーの僧爵位を剥奪している（『タイ官報』

⁹ 前掲 Bowie 論文 "Of Buddhism and Militarism in Northern Thailand," p. 713, 前掲飯島論文 3 頁

33巻、1916年6月25日号、767-768頁)。これは1902年サンガ統治法35条の国王の権限に基づくものである。この例はタイ官報の検索サイトで偶々ヒットしたものであるが、官報原本に当たって丁寧に調べればこのような例は多数見つかるものと思われる。

法令の形式面のみを見れば北タイにはサンガ統治法は1924年9月まで施行されなかったことになるが、実際は、それ以前から北タイでも同法は徐々に部分的に施行されて、1924年9月の布告は同法が北タイで完璧に施行されたことを事後的に布告したものに過ぎないと思われる。そして、ラムプーン県で1902年サンガ統治法の実質的運用が始まった時が、シーウィチャイとサンガの葛藤の始まりの時期であると考えられる。

さて、1920年のシーウィチャイ審査の時、ラムプーン県サンガ長は、シーウィチャイの罪として、8点を挙げたことは前述の通りである。この内①から⑤は、1915年頃からの2年間の軟禁処罰で終了した。①～⑤の順序は、時間の古い順ではなく、罪状の重い順によるものであろう。それ故に、①1913年8月9日付の勅令布告以後、許可無く戒和上を務めた事件は最も重い罪であるので、時間的にはより古い時期、即ち②1910年11月から1911年12月に生じた、国王即位式に点灯等の要請に応じなかった事件より、前に置かれている。

前述したように、遅くともこの国王即位式時点には、地方の世俗権力或は郡・県サンガ長とシーウィチャイとの間の葛藤は、明白に存在しているのである。

また、1920年のバンコク送致の一原因となった⑥は、1902年サンガ統治法13条8項に、住職の義務の一つとして定められている、寺院に住む出家者及び俗人全員の名簿を作成し郡サンガ長に報告する義務に違反したのか、或は上に引用した『サンガ公報』には「世帯センサス調査」と明記されていることから、仏暦2460年(1917/18年)の国勢調査に非協力であったのかの、いずれかであろう。いずれにしても郡・県サンガ長は、サンガ統治法41条により指揮監督に服さない比丘・沙弥を処罰することができる。

さて、1920年7月21日のバンコク発の汽車で北タイに戻ったシーウィチャイには、従来以上の布施が集まり、これを北タイ一円の各県で、廃寺荒寺の再興普請に投じた。その総数は、106に上るといふ。中でも、チェンマイのワット・プラシン普請は名高い。シーウィチャイは建設現場に陣取って、作業する信者達を元気付けた。

とりわけ、1934年11月9日に着手した、チェンマイ山麓から山頂のドーイ・ステープ寺までの11キロ半の道路建設は、シーウィチャイが発案し、多くの無償労働奉仕を得て35年4月30日に、6ヶ月足らずで完成した(シンカ・ワンナサイ『クルーパー・シーウィチャイ伝記要項：ランナータイの聖人』タイ語、1979年、20頁)。

この頃からシーウィチャイは、中央サンガの定めた要件(標準タイ語の学力、戒の理解)を充たさないために沙弥出家の許可を得られない者を無制限に出家させ始めた。管轄サンガ長はシーウィチャイに禁じたが、シーウィチャイは、比丘・沙弥出家は大きな功德であり、仏陀の定めに対することはしていないとして聞き入れなかった。サンガが無許可出家者に出家者としての身分を認めなかったことに対して、シーウィチャイを信奉する住職の中には、寺院ごと中央サンガとの関係を断つ者も現れた。もう一つの対立点は、1933年頃から北タイの出家者に対しても、1902年サンガ統治法に基づく

身分証明書の発行が開始されたが、シーウィチャイ派の出家者は受領すれば中央サンガに属することになるとして受領せず、シーウィチャイ派で独自に発行した虎印（シーウィチャイは寅年生）の身分証明書を所持した。チェンマイやラムプーンの寺院の殆どはシーウィチャイ派に属し、それを明示する標識を寺門に掲げるまでに至った。北タイ（パーヤップ）サンガ長は、シーウィチャイ派は既存サンガから離脱して新たな教団を立てようとしているとして、多数の同派支持者が集まった中で、チェンマイ旧領主、同県知事らの立会を得てシーウィチャイの取調を行い、1935年11月1日にバンコクに送致した（プラ・ウィモンヤナムニー『プラ・シーウィチャイ伝』、タイ語、1940年、66-86頁）。

シーウィチャイは、バンコクでサンガ統治法を守ることを誓約させられ、許されて1936年5月18日にラムプーンに帰着した。その後信者の力でジャーマターウィー寺を普請し、続いてピン川の架橋に着手したが、完成しない前に入寂した（前出『クルーパー・シーウィチャイ伝記要項：ラーンナータイの聖人』28-29頁）。

シーウィチャイの1935年バンコク召喚は、人民党による1932年立憲革命の後の出来事である。人民党新政権は全国に教育を拡大し、全国の言語をタイ標準語で統一しようとする強い志向をもっていた。1935年のシーウィチャイ事件は、人民党政権のナショナリズム政策により北タイ独自の伝統文化や言語・文字が破壊されるという中央対北タイの対立という潮流のなかで生じたものである。

1935-36年のバンコク送致と取調の詳細については、一次史料を未だ閲覧していないので以上に止めたい。

5. シーウィチャイの没年月日の虚実

シーウィチャイは結核により、郷里のバーンパーン寺で死亡した。その年は1939年であるが、今日に至るまで1938年としたものが多い¹⁰。これはタイ暦を西洋暦に換算する際に生じた単純ミスである。

彼の死亡日については、3つの説があったが、Pensupa Suktataが³、週刊 Matichon 2017年8月31日号の「クルーパーチャオ・シーウィチャイの没年月日の謎」で、1939年2月21日が正確なことを資料によって実証した。但し、Pensupaは新聞に掲載されたシーウィチャイの死亡記事は全く調査していないが、ここに挙げる新聞記事からも1939年2月21日が正確なことが判明する。例えば、バンコクで刊行されていた華字紙である、華僑日報及び中華民報の1939年2月27日の記事である。このうち、華僑日報1939年2月27日号は次のように報じている。

暹北著名僧人逝世 生前極得暹北人民信仰

暹国名僧是威猜 [シーウィチャイ] 大師、于不久前染肺病、在喃奔府里県輓邦寺養痾、茲悉本月二十一日晨零點五分鐘、大師即告円寂、其門徒及民衆聞訊、不勝悲悼、大師為暹国最著名僧人、尤以在暹北之民衆、對大師極信仰、其潛勢力極大、不論大師欲作何事、如造素貼山 [ステーブ] 公路、築仏寺、造○ [一字不明] 檳河橋等、大師向居民宣佈一言、居民必扶老携少往工作、不願任何酬勞、常聞人言、大師一次需要一水桶、向居民声借後、俄頃携水桶來者數至數千、其獲人信仰可知、現夜檳河橋方在建橋基中、而大師遽爾円寂、不知何人將繼其志也

¹⁰ Bowie は2017年の論文までシーウィチャイの没年を1938年としているが、2021年の論文で1939年に改めている。飯島明子の前掲2017年論文1頁も没年を1938年としている。

Phensupa はシーウィチャイの死亡時刻を2月21日午前零時50分30秒と書いているが、華僑日報記事には同日午前零時5分と記されている。なお、ラムプーン県知事が中心となって同市中心部に設置するクルーパー・シーウィチャイ像鑄造式が、1981年2月18日にシリントン王女の臨席を得て挙行されたが、その記念に出版配布された『クルーパー・シーウィチャイ師記念像建立の経緯および同師の人生と業績』（タイ語、1981年）45頁は、シーウィチャイの死亡時刻を、「仏暦2481年2月20日24時5分30秒」と明記している。これは、1939年2月21日零時5分30秒のことである。元来タイの一日は朝明け（午前6時）から始まっていた。1917年9月10日の布告で、一日の始まりを午前6時から午前0時に変更したが、夜の間は依然前日に属すると考える習慣は直ぐには消えず、「2月20日24時5分」という表記になったのであろう。これは、現在の2月21日零時5分である。

タイ字日刊紙の Prachamit 紙の1939年2月28日号3面も「北タイの県の民衆から敬愛されているシニアな僧プラ（クルーパー）・シーウィチャイ」が2月21日にリー郡バーンパーン寺で入寂したことを報じているが、華字紙ほどには詳しくはなく、死亡時間も記載していない。Bangkok Times の1939年2月27日号4面の記事は一層簡単である。シーウィチャイの死亡は、バンコクの新聞では大きくは扱われなかった。その中で一番詳しく報道したのは、上記の華字日刊紙であった。

タイ語引用文献名及びその日本語訳一覧

- กรมพระสมมตอมรพันธุ์ และ กรมพระดำรงราชานุภาพ เรื่องตั้งพระราชอาณัติผู้ใหญ่ในกรุงรัตนโกสินทร์ พระเจ้าวรวงศ์เธอ กรมหมื่นชินวรศิริวิวัฒน์ สมเด็จพระสังฆราชเจ้าโปรดให้พิมพ์ครั้งแรก พ.ศ.๒๔๖๖ (ソムモット親王・ダムロン親王『ラッタナコーシン朝の高位ブララーチャーカナ任命』1923年)
- กรมธรรมการ ทำเนียบการปกครองคณะสงฆ์ พ.ศ.๒๔๖๖ (シャム宗務局『仏暦2466年僧伽行政ディレクター』1923年7月)
- พระวิมลญาณมุนี ประวัติพระศรีวิชัย พิมพ์แจกในงานฌาปนกิจศพ พระศรีวิชัย โรงพิมพ์ไทย พระนคร วันที่๓๐ มีนาคม ๒๔๘๒ (30 March 1940) (ブラ・ウィモンヤナムニー『ブラ・シーウィチャイ伝』1940年)
- สิงฆะ วรณสสัย สารประวัติครูบาศรีวิชัย นักบุญแห่งลานนาไทย ศูนย์หนังสือเชียงใหม่ ๒๕๒๒ (1979) (シンカ・ワンナサイ『クルーパー・シーウィチャイ伝記要項：ランナータイの聖人』1979年)
- หนังสือประวัติการสร้างอนุสาวรีย์ และชีวิตผลงานของพระครูบาศรีวิชัย พิมพ์แจกในวโรกาสที่สมเด็จพระเทพรัตนราชสุดาฯ สยามบรมราชกุมารี เสด็จวางศิลาฤกษ์อนุสาวรีย์ และเททองรูปปั้นพระครูบาศรีวิชัย ณ ดอยศรีวิชัย วันที่18 กุมภาพันธ์ 2524 (18 Feb. 1981) (『クルーパー・シーウィチャイ師記念像建立の経緯および同師の人生と業績』1981年)
- เพ็ญสุภา สุขคตะ "ไขปริศनावนเวลาที่ครูบาเจ้าศรีวิชัยมรณภาพ" ในมติชนสุดสัปดาห์ ฉบับวันที่25-31 สิงหาคม 2560 (Pensupa Sukkata 「クルーパーチャオ・シーウィチャイの没年月日の謎」『週刊マティチョン』2017年8月31日号)
- วสันต์ ปัญญาแก้ว และ ชัยพงษ์ สำเนียง บรรณาธิการ ราวสิก๑๔๐ปี ชาตกาลครูบาศรีวิชัย ภาควิชาสังคมวิทยาและมานุษยวิทยา คณะสังคมศาสตร์ มหาวิทยาลัยเชียงใหม่ 1 กรกฎาคม 2561 (1 July 2018) (ワッサン・パンヤケーウ他編『クルーパー・シーウィチャイ生誕140周年記念』2018年)

謝辞

本研究は科研費（研究課題番号19K12486）の助成を受けたものである。